

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和7年名古屋市告示第259号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和7年12月11日

名古屋市長 広沢一郎

1 指定を解除する区域

名古屋市昭和区滝子通2丁目8番1の一部、8番2の一部及び8番3の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤含有量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課